

情報承継サービス「あんしんノート」商品説明書

(2025 年 3 月現在)

1. 商品名（愛称）	情報承継サービス（あんしんノート）
2. 申込受付	当行の本支店店頭 （ATM やインターネットによるお申込みはできません）
3. サービス内容	契約者ご自身の資産情報や将来の意向、伝えたいことをお客さまご自身のスマートフォンやパソコンで登録し、当行が厳重に管理するサーバー等に保管し、登録した情報や意向を、契約者が指定したタイミングで指定したご家族（閲覧可能人）が閲覧できるサービスです。
4. 契約の成立	当行の情報端末（パソコン）にて本サービスの利用申込を行い、当行が承認することにより契約が成立します。
5. ご利用可能な方	以下のすべてを満たす個人のお客さま ・当行本支店に普通預金口座（総合口座普通預金を含む）をもち、キャッシュカードを発行している。 ・パソコンまたはスマートフォン、メールアドレスを保有している。 ・インターネット接続環境がある。
6. 閲覧可能人として登録可能な方	原則、契約者が指定する、契約者の3親等以内の親族の方（最大3名まで登録可能） ※閲覧可能人の登録には、閲覧可能人の携帯電話番号、メールアドレス等が必要となります。 ※当行より閲覧可能人のメールアドレスへ送信するメールにて、閲覧可能人が登録し、当行が承認することで登録完了となります。 ※閲覧可能人については当行取引有無は問いません。
7. 利用端末	契約者は当行の情報端末にてお申込み後、お客さまご自身のパソコンやスマートフォンでご利用いただけます。 ※閲覧可能人はお申込み手続きもご自身のパソコンやスマートフォンにて行います。
8. 利用方法	契約者はご自身のパソコンやスマートフォンから、当行ホームページの商品サービスページより契約者本人 ID およびパスワードにてログインし、情報の登録や確認、共有をすることができます。 閲覧可能人も契約者同様に当行ホームページの商品サービスページより、閲覧可能人 ID およびパスワードにてログインし、閲覧可能情報を確認することができます。

9. 利用料	年額 6,600 円（税込） ※初年度のみ申込手数料が 3,300 円（税込）がかかります。 ※毎年の利用料は契約月の翌々月の 20 日（銀行休業日の場合は翌営業日）にお客さまが指定した当行の普通預金口座（利用料引落口座）から、自動的に引き落とします。 ※利用料引落後のご解約は、既にお支払いいただいた利用料について一切のご返金できません。																												
10. 利用時間	24 時間利用可能 ※お申込み手続きやお問い合わせは、当行の営業時間内に限ります。 ※お問い合わせ内容によっては、ご回答にお時間をいただきます。																												
11. 登録情報	<table border="1"> <thead> <tr> <th>登録項目</th><th>登録情報</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">資産のこと</td></tr> <tr> <td>預金口座</td><td>金融機関名、支店名、口座番号、口座利用状況、メモ、共有設定</td></tr> <tr> <td>有価証券</td><td>金融機関名、支店名、口座番号、取引種類、メモ、共有設定</td></tr> <tr> <td>その他の資産</td><td>保有資産、メモ、共有設定</td></tr> <tr> <td colspan="2">保険のこと</td></tr> <tr> <td>生命保険</td><td>保険会社、被保険者、保険金受取人、証券番号、メモ、共有設定</td></tr> <tr> <td>損害保険</td><td>保険会社、被保険者、保険金受取人、証券番号、メモ、共有設定</td></tr> <tr> <td>医療・介護保険</td><td>保険会社、被保険者、保険金受取人、証券番号、メモ、共有設定</td></tr> <tr> <td>その他保険</td><td>保険会社、保険種類、被保険者、保険金受取人、証券番号、メモ、共有設定</td></tr> <tr> <td colspan="2">もしものこと</td></tr> <tr> <td>介護</td><td>介護をお願いしたい人、介護をお願いしたい場所、介護費用、メモ、共有設定</td></tr> <tr> <td>医療</td><td>かかりつけ医、服用中の薬、延命治療、メモ、共有設定</td></tr> <tr> <td>メッセージ</td><td>伝えたいこと、メモ、共有設定</td></tr> </tbody> </table> ※キャッシュカードの暗証番号・クレジットカード番号等、資金の移動が可能となる情報は登録できません。	登録項目	登録情報	資産のこと		預金口座	金融機関名、支店名、口座番号、口座利用状況、メモ、共有設定	有価証券	金融機関名、支店名、口座番号、取引種類、メモ、共有設定	その他の資産	保有資産、メモ、共有設定	保険のこと		生命保険	保険会社、被保険者、保険金受取人、証券番号、メモ、共有設定	損害保険	保険会社、被保険者、保険金受取人、証券番号、メモ、共有設定	医療・介護保険	保険会社、被保険者、保険金受取人、証券番号、メモ、共有設定	その他保険	保険会社、保険種類、被保険者、保険金受取人、証券番号、メモ、共有設定	もしものこと		介護	介護をお願いしたい人、介護をお願いしたい場所、介護費用、メモ、共有設定	医療	かかりつけ医、服用中の薬、延命治療、メモ、共有設定	メッセージ	伝えたいこと、メモ、共有設定
登録項目	登録情報																												
資産のこと																													
預金口座	金融機関名、支店名、口座番号、口座利用状況、メモ、共有設定																												
有価証券	金融機関名、支店名、口座番号、取引種類、メモ、共有設定																												
その他の資産	保有資産、メモ、共有設定																												
保険のこと																													
生命保険	保険会社、被保険者、保険金受取人、証券番号、メモ、共有設定																												
損害保険	保険会社、被保険者、保険金受取人、証券番号、メモ、共有設定																												
医療・介護保険	保険会社、被保険者、保険金受取人、証券番号、メモ、共有設定																												
その他保険	保険会社、保険種類、被保険者、保険金受取人、証券番号、メモ、共有設定																												
もしものこと																													
介護	介護をお願いしたい人、介護をお願いしたい場所、介護費用、メモ、共有設定																												
医療	かかりつけ医、服用中の薬、延命治療、メモ、共有設定																												
メッセージ	伝えたいこと、メモ、共有設定																												

1 2 . 登録情報の開示	閲覧可能人は「家族に共有」ページから、開示された登録情報を閲覧できます。 ※契約者の生前から閲覧可能人が閲覧できる「生前共有情報」と、万が一、契約者に相続が発生し、当行に所定の届出（相続開始のお届け）があった場合に閲覧できる「死後開示情報」に分けられます。
1 3 . 契約の終了	以下の①～③に該当した場合、本サービスの契約は終了します。 ①契約者について相続が開始し、当行に所定の届出があった場合 ②契約者による解約 ③当行による解約 ※上記③に関し、以下の事由が発生した場合は当行により本サービスを解約することがあります。 ・当行所定の利用料引落日に利用料引落口座から利用料の引き落としがなされず、その後、当該引落日の属する月の1ヵ月後の応当日まで、利用料の引き落としがなされない状態が継続した場合 ・その他、別途情報承継サービス「あんしんノート」利用規定に定める当行による解約事由に該当した場合 ※上記②および③の解約による契約終了の場合、契約者および閲覧可能人は契約終了の時点から登録情報を閲覧できなくなります。
1 4 . 保管期間	契約者について相続が開始したことにより契約が終了した場合、当行へ相続開始届出があった日から1年経過した日まで、お客さまからお届けいただいた情報および登録情報は保管され、当該日の経過後に、登録情報を削除します。登録情報が削除された後は、登録情報の閲覧はできません。
1 5 . 当行からの通知	以下の場合等に、当行からメール等により通知を行います。 ・新規申込時のメールアドレス登録通知 ・契約者および閲覧可能人宛仮申込完了通知 ・契約者および閲覧可能人宛初回ログイン ID、仮パスワード通知 ・契約者および閲覧可能人宛閲覧可能人登録完了通知 ・利用料口座振替不能時 ・契約者について相続が開始したとの連絡を当行が受領し、登録情報の開示を行う場合の閲覧可能人宛の通知 ・本契約解約時の契約者宛の通知 ・お客さまからお届けいただいた情報変更時の契約者および閲覧可能人宛の通知

16. 届出事項	契約者について相続が開始された場合は、相続人等は当行へその旨をお届けいたします。本サービス以外の当行のその他各種取引に関する当行所定の届出により、当行が、契約者について相続が開始されたことを知った場合は、本サービス上も契約者に相続が開始されたものとして取り扱います。 契約者の携帯電話番号、メールアドレス等に変更があった場合は、当行へお届けください。 閲覧可能人の携帯電話番号、メールアドレス等に変更があった場合は、閲覧可能人が当行に届け出ていただく必要があります。
17. 当行の契約する指定紛争解決機関	当行は、お客さまとの間に生じた苦情・紛争の取扱いに関しまして、銀行法上の「指定紛争解決機関」である一般社団法人全国銀行協会と契約を締結しております。 《ご連絡先》 全国銀行協会相談室 0570-017109 または 03-5252-3772
18. 附帯サービス	・契約者は附帯サービスとして下記サービスをご利用いただけます。 ①いい終活相談室（提供会社：株式会社 鎌倉新書） ②お役立ち情報お届けサービス（メルマガ配信） ・上記サービスについては、その内容の一部または全部について、変更、中断、または終了することがあります
19. その他	・本サービスは、登録された情報の真偽を補償するものではなく、また、遺言、贈与契約の成立、撤回その他の法的効力を生じさせるものではありません。 ・新規申込や「11. 登録情報」の登録など、お客さまの希望により、当行行員による入力サポートが可能です。なお、登録内容の確定は、お客さまご自身で行っていただきます。